

## 燃費基準達成ステッカーの表示について

国土交通省及び経済産業省は、自動車の燃費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、一般消費者の選択を通じ燃費性能の高い自動車の普及を促進するため、自動車メーカー等の協力を得て、自動車の燃費性能に係る表示（ステッカー貼付等）を実施しております。

省エネ法で定める燃費基準値に対し、一定の水準を超える燃費の良い自動車については、以下のステッカーを自動車の見やすい位置に貼付又はカタログ等に表示するものとしています。

①令和12年度燃費基準60%達成車



②令和12年度燃費基準65%達成車



③令和12年度燃費基準70%達成車



④令和12年度燃費基準75%達成車



⑤令和12年度燃費基準80%達成車



⑥令和12年度燃費基準85%達成車



⑦令和12年度燃費基準90%達成車



⑧令和12年度燃費基準95%達成車



⑨令和12年度燃費基準達成車



⑩令和7年度燃費基準95%達成車



⑪令和7年度燃費基準達成車



⑫令和7年度燃費基準105%達成車



⑬令和4年度燃費基準90%達成車



⑭令和4年度燃費基準95%達成車



⑮令和4年度燃費基準達成車



⑯令和4年度燃費基準105%達成車



⑰令和2年度燃費基準達成車



⑱令和2年度燃費基準+5%達成車



⑲令和2年度燃費基準+10%達成車



⑳平成27年度燃費基準+5%達成車



㉑平成27年度燃費基準+10%達成車



㉒平成27年度燃費基準+15%達成車



	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	
特定ガソリン乗用自動車	○	○	○	○	○	○	○	○	○														
ディーゼル乗用自動車	○	○	○	○	○	○	○	○	○														
特定LPガス乗用自動車	○	○	○	○	○	○	○	○	○														
小型バス(車両総重量が二・五トン以下のもの)																	○	○	○				
小型バス(車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のもの)																	○	○	○				
路線バス等・一般バス等										○	○	○									○	○	○
ガソリン貨物自動車(軽自動車に限る)													○	○	○	○							
ガソリン貨物自動車(車両総重量が二・五トン以下のもの(軽自動車を除く))													○	○	○	○							
ガソリン貨物自動車(車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のもの)													○	○	○	○							
ディーゼル貨物自動車(車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のもの)													○	○	○	○							
トラック等・トラクタ										○	○	○									○	○	○

・対応表に記載の各自動車については、「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断基準等」(平成25年経済産業省・国土交通省告示第2号)及び「貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断基準等」(平成27年経済産業省・国土交通省告示第1号)の規定に従う。